

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

鈴鹿市長 **末松 則子**

鈴鹿市条例第 2 3 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成 1 2 年鈴鹿市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（減免） 第 6 条 略 2 ・ 3 略 <u>4 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害又はこれと同程度と市長が認める災害による被害の拡大の防止又は復旧のため、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第 1 項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことが必要であると市長が認めるときは、申請により別表第 4 の 1 の項に規定する手数料を免除することができる。</u> <u>5 略</u> <u>6 前項の場合において、災害が災害救助法の適用を受けたものであるときは、別表第 5 に規定する手数料を免除することができる。</u> <u>7 略</u> 別表第 4 （第 2 条関係）	（減免） 第 6 条 略 2 ・ 3 略 <u>4 略</u> <u>5 前項の場合において、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたものであるときは、別表第 5 に規定する手数料を免除することができる。</u> <u>6 略</u> 別表第 4 （第 2 条関係）

消防法関係 略	消防法（昭和23年法律第186号）関係 略
-------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。